

座間ロータリークラブ細則

第一条 定義

1. 理事役員会：本クラブの理事役員会
2. 理 事：本クラブの理事役員会の構成員
3. 会 員：正会員・休止会員・名誉会員・賛助会員
 - (a) 正 会 員：本クラブ会員としての正式の資格を持ち、議決権を持つ。
 - (b) 休止会員：本クラブ会員であって仕事や健康上等の理由により休会している者
 - (c) 名誉会員：会員以外で当クラブに対する功績の著しい者。
クラブの例会及び行事に参加する事が出来る。
 - (d) 賛助会員：ロータリー活動に共感・賛同する者であり、仕事や健康上などの理由により正式に入会していない会員
4. 定 足 数：投票時に出席していなければならない正会員の最低人数。理事役員会の場合は理事役員の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年 度：7月1日から6月30日まで

第二条 理事役員会

1. 本クラブの管理主体は理事役員会とする。
2. 理事役員会の構成
 - (1) 本クラブの管理主体は下記(2)及び(3)によって構成された理事役員会とする。
 - (2) 本理事役員会は当クラブ細則第3条第1節第2節にもとづいて選出された理事、役員とする。
 - (3) 本クラブ役員は、会長、会長エレクト、副会長、幹事、副幹事、SAA(会場監督)、会計及び監事とする。
 - (4) 会長エレクトは構成された次期理事会の承認の下に、遅くとも4月末日迄に各委員長、副委員長の選任を終えなくてはならない。
 - (5) 会員増強・退会防止、公共イメージ、クラブ管理運営、奉仕プロジェクト、クラブ財団委員会の委員長は選任された理事より選出する。
 - (6) 各役職の任期は原則として1年とする。
 - (7) 会費を納入している者が理事役員の資格を有する。

第三条 理事役員の選挙

1. 指名委員会は「選挙と同じ効果をもつもの」として以下の者を以て毎年 11 月第 2 例会迄に指名委員会を発足させ、会長ノミニーを選出する。
指名委員会は会長エレクトに次期副幹事を除く次期理事役員候補者を推薦することを求めるとともに、選出された会長ノミニーに次期副幹事候補者の推薦を求める。
指名委員会の構成メンバーは直近 10 年間のパスト会長、現会長、現会長エレクト、現幹事とし、パスト会長欠員の場合は補充をしない。
指名委員会の議長は、現会長が努め、指名委員会は任務終了後自然解散する。
2. 指名委員会は原則として毎年 12 月第 1 例会迄に理事役員候補者を選出する。
3. 次期理事役員は 12 月の年次総会の承認を以て決定する。
4. 理事役員の各候補者の資格は次の通りとする。
 - (1) 原則として会長エレクト並びに副会長は幹事の経験を有する者とする。
 - (2) 原則として理事、役員は 1 年以上のロータリー歴を有する者。但し、会計はその限りではない。
 - (3) 監事は会長経験者のみとする。

第四条 役員の任務

1. 会長は本クラブを代表し、業務を総理すると共にクラブの会合と理事役員会の会合において議長を務める。
2. 会長エレクトは会長就任に向けて周到な準備をすること。
3. 副会長は会長不在の場合に職務を代行し、会長が欠けたときは新会長就任までの期間その職務を代行する。
4. 幹事は会長をよく補佐するとともに地区への報告等を管理する。
5. 会計はすべての資金を監督し、年次財務報告を行う。
6. S A A(会場監督)はクラブの会合の秩序を維持する。
7. 監事は半期報告に理事の職務執行状況および会の会計を監査し、必要な場合は会長に対し理事役員会の招集を請求し、または自ら理事役員会に出席・招集することが出来る。

第五条 委員会事業分掌

クラブの年次目標を実現するために、以下の五つの常任委員会を設置し、それぞれの事業分掌を定める。

1. 会員増強・会員維持委員会(会員増強・会員選考・職業分類)
会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施する。
2. 公共イメージ委員会
一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施する。
3. クラブ管理運営委員会(例会担当・プログラム・出席・スマイル BOX・親睦・会員/家族・クラブ奉仕)
クラブの効果的な運営に関する活動を実施する。
4. 奉仕プロジェクト委員会(職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・青少年奉仕)
地元地域社会および他国の地域社会にて必要とされる教育的、人道的及び職業的プロジェクトを企画し、実施する。
5. 財団委員会(ロータリー財団・米山奨学)
資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する。計画を立て、実施する。

第六条 会合

1. 本クラブの例会は水曜日の 12 時 30 分より鈴鹿明神社参集殿にて行う。
2. 例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員及び近隣クラブにしかるべく通知する。
3. 理事役員会の会合は原則として毎月開催される。理事役員会の臨時会合は会長または理事 2 名の要請により招集され、開催にあたってはしかるべき通知を行う。

第七条 出席補填

一般の出席補填の他、下記のもの追加される。

本クラブの指示に基づきローターアクト、インターアクト・クラブ及びロータリー活動に関連ある会合に出席した場合は、本クラブの例会に出席したものと認めて出席の補填が出来る。

但しその期間は一般の補填と同様である。

第八条 入会金及び会費

1. 新会員及び会員は入会金及び会費を納入するものとする。入会金及び会費については理事役員会で審議し、総会の過半数の承認を得て決定するものとし、会員から徴収する会費の内訳は次の通りである
 - (a) 年会費
 - (b) スマイル資金(会員のお祝い)
 - (c) 社会奉仕積立金
 - (d) 創立記念積立金
 - (e) 預託金
2. 年会費以外にクラブ運営、その他必要な費用については理事役員会で審議し、過半数の会員の承認を得て臨時に徴収する事が出来る。
3. 休止会員の会費は理事役員会で毎年度、審議し決定する。
4. 会員の定義は RI 定款第 5 条第 2 節に基づく成人であり、当クラブ細則第 8 条に定める入会金を入会に先んじて納入するものとする。会員の資格は自然人たる個人であり、法人は会員資格を有しない
5. 名誉会員及び賛助会員は、本クラブ例会及び本クラブ特別行事等に出席する場合、その都度実費を納め出席するものとする。但し会長が認めた場合はその限りではない。
6. 一身上の都合によって止むを得ず退会した元会員が入会の申し込みをし、理事役員会の承認を得て再入会する時の入会金は免除される。
7. 代表者の交替が定期的に行われる事業所の後任者を、前任者が推薦し、理事役員会の承認を得た者の入会金は免除される。
8. 年度途中の入会者の会費については月割り計算にて年度残月数分を徴収する。

第九条 再入会について

ロータリークラブ定款第 12 条第 2 節(a)項の規定によって会員の身分が終結した場合、同人は、同じ職業分類の下に、新たに入会申し込みをし、理事役員会の承認を得れば再入会できるがその乱用は厳に慎まなければならない。

第十条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙は投票により行われるのが望ましい。

理事役員会は、特定の決議を投票で採決するよう決定することができる。

第十一条 委員会

1. 各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。
2. 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つ。
3. それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し委員会の全活動について理事役員会に報告する。

第十二条 事務局員雇用

1. 就業規則及び賃金規程は別紙にて定める。必要に応じて理事役員会に提出可能な状態にて保管する。
2. 会長、幹事の任にて事務局に保管し毎年度、受渡すものとする。

第十三条 各種記念品または金一封について

1. 任期満了した直前会長にはダイヤ入りバッチを贈る。
2. 任期満了した直前幹事にはルビー入りバッチを贈る。
3. 本クラブの依頼したゲスト・スピーカーに対しては謝礼として記念品又は金一封を贈る。
4. 前3項以外に記念品又は金一封の贈呈の必要を認めたものについては理事会に委ねる。

第十四条 出席表彰規程

1. 本クラブへ入会し、1年またはそれ以上の出席表彰を受けている会員が欠席した場合は、既に被表彰の年数はそれを生かし、欠席した例会の次の月より起算した年数を加算して表彰を行うものとする。

2. 表彰者には次の通り記念品を進呈する。

- 1 年 皆出席バッチ(k10)
 - 2 年 皆出席バッチ(k18)
 - 3 年 3,000 円相当額の品
 - 4 年 4,000 円相当額の品
 - 5 年 5,000 円相当額の品
- 以降同額

第十五条 慶弔規程

当クラブに於ける慶祝金、弔慰金又は見舞金の支出については、次の通り定める。

1. 慶事の祝い金は次の区分けとする。

- (a) 会員及びその一親等家族の結婚の場合
クラブより 1 万円
- (b) 会員の子の誕生の祝い金
クラブより 1 万円

2. 弔事の場合の弔慰金は次の区分けとする。

- (a) 会員の死亡
クラブより 5 万円と花輪
- (b) 会員の配偶者の死亡
クラブより 3 万円と花輪
- (c) 会員の両親、同居する祖父母・子・兄弟等の死亡
クラブより 1 万円と花輪

3. 会員の負傷又は病気及び災害の見舞いは次の区分けとする。

- (a) 負傷又は病気等による 1 ヶ月以上の欠席の場合
クラブより 1 万円
- (b) 火災及び風水害等により被害を受けた場合(会員の自宅、会社、事務所、店舗等)
クラブより 1 万円

4. 上記以外の場合は会長・幹事に委ねる。

5. 上記慶弔見舞いに対する返礼は行わないものとする。

第十六条 預託金会計（平成4年1月18日）

地区からの会員に対する均等小額負担金などを簡便に処理するため、預託金会計を設ける。

1. 預託金は会員1人当たり年額2万円を限度とし、支出は理事役員会の決定により会長から例会の席上報告され、支出するものとする。
2. 年度末又は会員の退会時には清算し、残金は返金するものとする。
3. 預託金は便宜上、年会費と共に預託し、管理責任者は幹事とする。

第十七条 財務

1. 各会計年度の開始に先立ち、理事役員会は年次収支予算を作成する。
2. クラブ資金はクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の理事役員会によって指定された二つの口座に分けて預金する。
3. 諸勘定は、会長・幹事の承認の下、会計の責任において処理される。
4. 理事役員会はすべての会計処理について年次報告を精査し、総会に提出する。
5. クラブの年次活動報告並びに会計報告は半期ごとに行う。
6. 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第十八条 会員選挙の方法

1. 会員が、入会候補者を理事会に推薦する。又は他のクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。
2. 理事役員会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員又はクラブにその決定を通知する。
3. 理事役員会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。
4. 会員は、第1条第4節©の定義を満たす者を当クラブの名誉会員として推薦し、理事役員会に承認を求める事が出来る。
5. 会員は、第1条第4節(d)の定義を満たす者を当クラブの賛助会員として推薦し、理事役員会に承認を求める事が出来る。
6. 名誉会員、賛助会員本人からの申し込みがあれば、新会員入会と同様の手続きを経て会員に変更できるものとする。

第十九条 改正

細則は理事役員会において改正できる。

本細則の変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

第二十条 補則

本細則に定めのない事柄等については標準ロータリークラブ定款、RI 定款、RI 細則、ロータリー章典に準拠する。